時事新報

鐵道線路の説

國内到る處に鐵道の敷設を計畫するの今日その會社れ組織線路の方向工事の順序みどは世人の注意して研究する所とありたれば我輩は此等の問題を議論せずと雖ども線路の方向に就き偶は其注意の足らざる所ありと思はるれを聊ゝ記して當局者の參考に供せんとす抑も線路れ方向と撰定するには第一山川の位置に由り勉めて險を避け夷に就けば工事容易にして費用減少すべく第二村市の情況み由り勉めて都市と連絡し且物產多き地方み近接すれば旅客荷物を增加すべし故に第一は資本を減まて第二は所得を增すものあれば共に大切みして鐵道を敷設するに當り當局者の尤も先づ苦心する所あれ共斯く此兩者に注意して鐵道の方向を撰定するは土地廣く且物產豊かなる國々みて於て獨り一般の事實とするのみ然るの國々みれ此兩者れ外更に水陸の風景に注意せざるべからず故に歐洲大陸の鐵道は風景と探りて線路を迂回にあし爲めに其延長を擇らざるもの多しと云ふ是れ車内の旅客として長程の倦苦と忘れしむる其上に沿道の人々を導いて乘車せしむる趣向あれば鐵道れ廣告を見るに乘車の時刻及び賃金あどを記そる其傍に必らず沿道れ風景を說き或れ其寫眞を附するを常とそ殊に瑞西の如く土地狹く物產少きも其天然山川の風景に富まく外人を誘ひ來す國柄み於てれ鐵道の線路は主として風景に由り其方向を定むることあり譬へばゼネバ府よりローサアン府に赴く途中の如き右はゼナバ湖を隔てゝアルプス山を望ゑ山頂の白雪湖水に映じて風景畫くに似たり左れ方には小丘起伏する其間み直向の道筋なきにならざるも鐵道の線路は常に湖畔に沿ふて曲折幾回なると知らず或人の說み此線路若しも始めより直向の道筋に由りたるあらんには別に專ら湖畔に沿ふの線路と敷設して之と競爭すること容易ありまあらんと瑞西の鐵道始より茲に見る所ありたるを證すべきあり英國は商賣上に製造多たる土地なれども鐵道は倘風景に由ると所要とあそもの、如しマンチエスタアより倫敦に來る途中には五線の鐵道相並で競爭するに其尤も風景を得ざるもれが常に勝利を得ると云ふ

今我國みて鐵道の敷設を計畫するに當り當局者は線路の方向を山川の位置村市の情況に由りて撰定之其風景には頓と注意せざるが如まと雖ども是れは實に思はざるの甚だしきものにて我國の如く氣候中和み且山水の秀麗ある土地にて線路の方向を定るには風景の事をも考への中み入そて某都より某府み通ずる其間み幾多れ曲折をなすも憚るに足らざることあふん成る程目下の有樣みて仕風景の爲めみ態々乘車そる者も少あかる可しと思はるれども今後内地雜居の、世の中と爲りく外人の來遊漸く多きに至るときは必ふず此等の乘客を增加して[illegible]風景の如何に由り鐵道の收入み影響そると大ある可きれも今日より當局者の注意こそ肝要あれ且第[illegible]日本國にては馬車人力車風帆船などと以て[illegible]をなるの旅客さへあれも尋常の旅客商賣の荷物のみを目的として仕鐵道の利益猶は未だ充分あらざるの事あるにあらず況み敷設鐵道には人力車の競爭するものあて京阪鐵道の敵には淀の川船なるものありて[illegible]鐵道に[illegible]大抵[illegible]多少の競爭者ありて其競[illegible]速力てる汽車に較はさまとも賃錢は二分一[illegible]賃[illegible]は二分乃至三分の一あるもれもあるあとな[illegible]の如く[illegible]にして人氣も亦悠々たる[illegible]ても[illegible]する所のもの[illegible]と手荷物のみにて商賣品の運搬へ運賃の廉なる他の[illegible]よりするの事實なりを期す可らず歐洲各國にても馬車運河又は諸種の船舶の爲めに荷物を奪はれ汽車の收入は專ら旅客の賃錢よりするものなりと云ふ日本にては特に考ふ可きことあり

官報

○閣令第十一號

勳動條例ニ據リ海軍軍人ヲ初敍並ニ進級セシムルニ當リ其年數ヲ算スルニ從軍年ヲ加算スルコトヲ得

但其算法ハ海軍恩給令第五章第四十條乃至第四十二條ヲ適用ス

明治二十年五月五日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

○大藏省令第八號

所得稅法施行細則左ノ通相定ム

明治二十年五月五日　大藏大臣伯爵松方正義

所得稅法施行細則

第一條　戶主ニ所得ナクシテ同居ノ家族ノミニ所得アル場合ニ於テモ一家內ニ屬スルモノハ總テ合算ノ上其戶主ノ名ヲ以テ屆出納稅スヘキモノトス

第二條　稅法第二條第三項ニ依リ所得ヲ算出スルハ其年所得ヲ生スヘキ現在ノ資產又ハ現在ノ業務ニ應シ前三箇年平均若クハ月額平均ノ步合ニ依リ又ハ他ノ比準ニ依ルヘキモノトス

第三條　物品ヲ以テ收入スル所得ハ其相當價格ヲ以テ代金ヲ算出スヘシ

第四條　稅法第六條ノ屆書ハ別紙第一號書式ニ依ルヘシ

第五條　左ニ揭クル者ハ一定ノ地ニ其納稅管理人ヲ定メ戶長ヲ經テ郡區長ニ屆出此稅法施行ニ關スル諸般ノ事ヲ辨セシムヘシ

一　本法施行ノ地ニ於テ生スル所得金一箇年三百圓以上ヲ收入スル者

一　內外國ニ旅行シ又ハ外國若クハ此稅法ヲ施行セサル地ニ寄留スル納稅者

第六條　一人ニシテ數箇所ニ於テ所得ヲ收入スル者ハ其居住地ノ郡區長ニ屆出ヲ爲スト同時ニ別紙第二號書式ニ依リ其所得ヲ收入スル各地ノ郡區長ニ屆出ヘシ

第七條　郡區長第六條ノ屆出ヲ受ケタルトキハ之ヲ其納稅地ノ郡區長ニ送付スヘシ但其屆出高ニ對シ意見アルトキハ別ニ其意見ヲ附スヘシ

第八條　納稅者他ノ郡區役所所轄內ニ轉居セントスルトキ及ヒ轉居シタルトキハ各其地ノ戶長ヲ經テ郡區長ニ屆出ヘシ

第九條　郡區長第八條ノ他ニ轉居セントスル者ノ屆出ヲ受ケタルトキハ直チニ轉居者ノ所得稅ニ係ル一切ノ事項ヲ其轉居先ノ郡區長ニ通報スヘシ

第十條　郡區長ハ其所轄內ニ於テ納稅者ト認ムルモノヽ所得ニ關シ調査上必要ナル場合ニ於テハ各地方ノ會社若クハ一個人ニ對シ其事項ノ問合ヲ爲スコトヲ得

第十一條　郡區長ハ調査委員選擧ノ爲メ稅法第六條ノ屆出ニ依リ每年五月納稅者ノ住所姓名ヲ其管內ニ公告スヘシ

第十二條　調査委員會及ヒ調査委員選擧ニ關スル細則ハ府縣知事之ヲ定ム

第十三條　調査委員ヲ辭スルコトヲ得ル者ハ郡區長ニ於テ巳ムヲ得スト認ムル事故アルモノニ限ル

第十四條　調査委員會ノ決議書ハ會長及委員二名以上之ニ署名スヘシ

第十五條　所得稅ノ等級金額ハ別紙第三號書式ニ依リ每年八月十日マテニ之ヲ達スヘシ

第十六條　區長ニ於テ直ニ戶長ノ事務ヲ行フ區內ニ在テハ府縣知事ノ見込ヲ以テ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ一區內ヲ數部ニ劃シ每部ニ五名以下ノ臨時取調掛ヲ置キ區長ノ指揮ニ從ヒ所得稅調査ニ關スル下調ヲ爲サシムルコトヲ得

第十七條　稅法第廿九條但書ノ所得ニ關スル等級金額ハ北海道廳長官東京府知事沖繩縣知事之ヲ査定スヘシ

第十八條　調査委員招集ニ應セサルカ又ハ會員過半數出席セス若クハ其他ノ事故ニ依リ第十五條ノ等級金額達期限マテニ調査ヲ了セサルトキハ郡區長ニ於テ等級金額ノ意見ヲ付シ府縣知事ニ差出シ府縣知事ハ之ヲ大藏大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

第十九條　第五條ニ違ヒ又ハ第六條第八條ノ屆出ヲ怠リタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附則　本年ニ限リ第十一條ノ公告ハ九月第十五條ノ[illegible]ハ十一月ニ之ヲ爲スヘシ　(書式略ス)

○農商務省令第一號

明治十八年(四月)太政官第五號布達專賣特許手續中左ノ通加除改正シ明治二十年六月一日ヨリ施行ス

明治二十年五月五日　農商務大臣伯爵山縣有朋

第二條改正　專賣特許ヲ願出ルトキハ一箇ノ發明ニ付願書明細書並圖面各一通ヲ差出スヘシ

第六條改正　圖面ニハ一圖每ニ番號ヲ記シ其各部ニハ片假名平假名又ハ數字ヲ付シテ明細書ノ說明ト符合セシメ且發明人ノ氏名ヲ記載スヘシ

第七條改正　條例第七條ニ依リ專賣權ノ讓與又ハ分與ヲ願出ルトキハ讓主ヨリ願書一通ニ約定書本書ヲ添ヘ差出スヘシ　其登錄ヲ經タルトキハ約定書本書ニ登錄濟ノ證印ヲ捺シ之ヲ下付スヘシ

第九條及第十二條中「二通」トアルヲ「一通」ト改ム

第十條改正　專賣特許又ハ追加特許ヲ受クル者ハ其聞屆ヘキ旨ノ通知ヲ得タル日ヨリ三十日以內ニ其特許料ヲ納ムヘシ此期限內ニ特許料ヲ納メサルトキハ其出願無效タルヘシ但已ヲ得サル事由アリテ延期シタルモノト認ムルトキハ此限ニアラス

第十一條改正　條例第十三條ニ依リ專賣特許證ノ再渡ヲ願出ルトキハ其理由ヲ詳記シタル願書一通ヲ差出スヘシ

第十五條改正　專賣特許願書ノ訂正ニ關シ達ヲ受ケタルトキハ其日ヨリ十五日以內ニ圖面ノ徵收又ハ訂正ニ關シ達ヲ受ケタルトキハ其日附ヨリ三箇月以內ニ明細書ニ關シ達ヲ受ケタルトキハ其日附ヨリ六箇月以內ニ訂正書圖面又ハ答辨書ヲ出スヘシ此期限內ニ之ヲ出サヽルトキハ其出願無效タルヘシ但已ヲ得サル事由アリテ延期シタルモノト認ムルトキハ此限ニアラス

第十六條追加　專賣特許ニ關スル諸願書式明細書及圖面ノ雛形用紙等ハ別ニ告示スヘシ

○農商務省令第二號

明治十七年(六月)太政官第十三號布達商標登錄願手續中左ノ通加除改正シ明治二十年六月一日ヨリ施行ス

明治二十年五月五日　農商務大臣伯爵山縣有朋

第二條改正　商標ノ登錄ヲ願出ツルトキハ商標見本五枚ヲ添ヘ願書一通明細書二通ヲ差出ス可シ

第五條改正　條例第八條ニ據リ商標ノ讓與分與ヲ願出ツルトキハ讓主ヨリ約定書本書ヲ添ヘ願書一通ヲ差出ス可シ　其登錄ヲ經タルトキハ約定書本書ニ登錄濟ノ證印ヲ捺シ之ヲ下付ス可シ

第六條第二項追加　條例第十條第十一條ニ據リ商標ノ續用及登錄證ノ再渡ヲ願出ツルトキハ願書一通ヲ差出ス可シ

第七條改正　商標ノ登錄ヲ願出ル者及登錄商標ノ轉用改正讓與又ハ分與ヲ願出ル者ハ其登錄ヲ聞屆ケタル旨ノ通知ヲ得タル日ヨリ三十日以內ニ其登錄料ヲ納ム可シ此期限內ニ登錄料ヲ納メサルトキハ其出願無效タル可シ但已ヲ得サル事由アリテ延期シタルモノト認ムルトキハ此限ニアラス

第九條改正　商標登錄願書ノ訂正ニ關シ達ヲ受ケタルトキハ其日ヨリ十五日以內ニ明細書ノ訂正ニ關シ達ヲ受ケタルトキハ其日附ヨリ三箇月以內ニ訂正書又ハ答辨書ヲ出ス可シ此期限內ニ之ヲ出サヽルトキハ其出願無效タル可シ但已ヲ得サル事由アリテ延期シタルモノト認ムルトキハ此限ニアラス

第十條改正　商標登錄願人ハ專賣特許局ノ達ニ關シ商標ノ木版又ハ鉛版ヲ差出ス可シ其達ノ日附ヨリ[illegible]月以內ニ之ヲ差出サヽルトキハ其出願無效タル可シ但已ヲ得サル事由アリテ延期シタルモノト認ムルトキハ此限ニアラス

第十二條追加　商標ニ關スル諸願書式及明細書文例ハ別ニ告示ス可シ

○農商務省告示第一號[illegible]

明治十八年(四月)太政官第五號布達[illegible]

第二條　專賣特許ヲ願出ルトキハ一箇ノ發明ニ付願書二[illegible]

各三通ニ[illegible]

二人以上[illegible]

第六條　圖面ニハ番號ヲ記シ其各部ニハ片假名又ハ數字ヲ付シテ[illegible]

第七條　條例第七條ニ依リ專賣權ノ讓與又ハ分與ヲ願出ルトキハ[illegible]

○電話機[illegible]

明治十五[illegible]

[illegible]

弊社新聞今五日其筋より發行停止と命ぜられ候に付き當分休刊仕候
京橋區三十間堀一丁目一番地
五月五日　繪入自由新聞社

今日新聞發行停止廣告
本社今日新聞[illegible]今日其筋より[illegible]

各公債證書諸株券　賣買取扱所
古金銀　洋銀　貨幣　潰金銀賣買所

婦人[illegible]